

情報セキュリティ確保に関する共通仕様書

(情報セキュリティに関する規定の遵守)

1 目的

業務委託契約、物件供給（製造請負）契約及び賃貸借契約を締結した者（以下「受注者等」という。）並びに発注者の承諾を得て契約の一部を委任され、又は請け負う者（以下「再受注者等」という。）は、松本市情報セキュリティ対策基本要綱をはじめとする情報セキュリティ対策に関する各種規程を遵守すること。

(守秘義務)

- 2 受注者等及び再受注者等は、本契約において知り得た情報を漏らしてはならない。契約期間終了後も、同様とする。
- 3 契約の遂行上知り得た情報は第三者に使用され又は発注者の許可なく閲覧されることのないよう、適切に管理すること。

(目的外利用の禁止)

- 4 発注者から提供された情報資産を目的外に利用しないこと。
- 5 発注者から提供された情報資産を受注者等以外の者へ提供しないこと。ただし、再受注者等へ情報資産を提供するときは、事前に発注者の承諾を得ることとする。

(返還義務)

- 6 発注者から提供された情報資産は、契約期間終了後ただちに返還すること。

(体制の確立と維持)

- 7 本契約における情報セキュリティを確保するため、受注者等における管理体制を確立し、発注者に報告するとともに、契約期間中その体制を維持すること。
- 8 情報セキュリティに関する教育を受注者等の組織内で実施し、情報セキュリティの確保に努めること。
- 9 再受注者等には受注者等の責任において、情報セキュリティの確保維持させること。

(再委託)

- 10 受注者は、個別契約に係る業務の全部又は一部の内、個人情報を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、発注者の書面による事前の承諾がある場合はこの限りではない。
- 11 受注者は、前項ただし書により発注者に承諾を求める場合は、受注者が負うべき個人情報等の管理義務を再委託先にも課すこととし、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報を発注者に通知する。

- 1 2 前項の再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、当該再委託先を発注者が指定した場合を除き、受注者等が責任を負うものとする。

（漏えい事案等が発生した場合の責任）

- 1 3 受注者並びに再受注者等は、受注者並びに再受注者等の支配が可能な範囲において、個人情報の情報漏えい等に関し責任を負うものとする。
- 1 4 受注者並びに再受注者等は、個人情報の情報漏えい等を確認した場合、ただちにその旨を発注者に報告し、速やかに影響の極小化を図るとともに、必要な調査を行ったうえ、当該個人情報の項目、内容、数量、発生状況等の詳細な調査結果および今後の対処方針を書面（電子データ）により報告しなければならない。

（身分証明書の携帯）

- 1 5 本契約に従事する者は、業務の遂行中身分証明書を携帯し、発注者の求めがあった場合は提示すること。

（損害賠償）

- 1 6 受注者等が情報セキュリティを維持しないことにより生じた損害については、受注者等がその責任を負い、費用を負担すること。